

学 号 外  
令和 3 年 3 月 29 日

各 私 立 学 校 設 置 者  
各 私 立 学 校 長  
(幼・小・中・高・特) } 様

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の  
一部を改正する件の公布及び施行等について  
このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました  
ので、お知らせします。